

中東湾岸諸国法準拠契約における不可抗力の場合の取扱い —2026年米国・イスラエルとイランとの武力衝突が契約実務に与える影響— (クウェート・UAE・バーレーン)

中東ニューズレター

2026年3月24日号

執筆者:

[森下 真生](#)

m.morishita@nishimura.com

[山本 峻暢](#)

tak.yamamoto@nishimura.com

[黒田 英](#)

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

2026年2月28日以降の米国・イスラエルとイランとの武力衝突(以下「イラン戦争」)は、2024年のイラン＝イスラエル紛争及び2025年の十二日間戦争に続く一連の軍事衝突の延長線上にあると位置付けられます。しかし、今回は、イランがホルムズ海峡の通航制限や中東の湾岸諸国(以下「湾岸諸国」)への攻撃を行ったことで、特に湾岸諸国では、空域や海域の遮断、空港、港湾、物流網の機能低下等により、戦争がエネルギー、海運、自動車、建設、物流、不動産といった幅広い分野のサプライチェーンにおける契約の履行に直接的な影響を及ぼしています。

この状況下で、クウェート、カタール、バーレーン等の国営企業や主要事業者が相次いで不可抗力(force majeure)事由の発生を宣言し、契約上の責任免除、履行調整及び追加費用負担等が問題になっています。

本稿では、湾岸諸国の法律(以下「湾岸諸国法」)を準拠法とする契約を前提に、今回のイラン戦争との関係で、湾岸諸国のうち、クウェート、アラブ首長国連邦(以下「UAE」)及びバーレーンの民法が定める不可抗力と事情変更に関する規定の内容と、それらがどのように適用され得るのかを概観します。

2. 湾岸諸国法下における不可抗力

湾岸諸国では、UAEのDIFC(Dubai International Financial Centre)とADGM(Abu Dhabi Global Market)及びカタールのQFC(Qatar Financial Centre)という一部の法域を除き、大陸法系の民法を採用しており、日本の民法と同様、各国民法に、不可抗力に関する条項があります。

そのため、民法のような成文法に不可抗力に関する定めがあるわけではない英米法を準拠法とする契約とは異なり、契約に不可抗力条項が存在しない場合でも、法定の不可抗力又は事情変更関連規定に基づく救済が問題となり得る点が、湾岸諸国法の特徴となります¹。

不可抗力事由発生時、契約当事者は、契約上の不可抗力条項を検討することになりますが、湾岸諸国法が

¹ 但し、(これらの法理の適用要件は厳格であり、容易に認められるものではない点に留意が必要であるものの)英国法下においては契約目的の達成不能(frustration)により契約が終了し得るほか、米国法下においては目的達成不能(frustration of purpose)、履行不能(impossibility)及び履行困難(impracticability)等の法理により、一定の場合には契約上の義務が免除又は調整される可能性があります。

準拠法である場合には、そちらで免責が受けられない場合でも、民法に基づく救済を得られないかを検討する余地があります。

3. クウェート法

(1) 不可抗力

クウェートの民法(Decree-Law No. 67/1980)(以下「クウェート民法」)は、契約の履行が債務者の支配を超える原因により不可能となった場合について、下記の通り、契約上の債務の消滅及び解除に関する規定を置いています。

・第 214 条

一方当事者のみを拘束する契約において、債務者の支配を超える原因により当該義務の履行が不可能となった場合には、契約は当然に解除される。履行不能が一部にとどまる場合には、債権者は、なお履行可能な部分について契約の存続を主張することができる。

・第 215 条

双方当事者を拘束する契約において、一方当事者の義務が、その者の支配を超える原因により履行不能となった場合には、当該義務及びこれに対応する反対給付義務は消滅し、契約は当然に解除される。履行不能が一部にとどまる場合には、債権者は、事情に応じて、履行可能な部分について契約の存続を主張するか、又は契約の解除を求めることができる。

今回のイラン戦争に伴う港湾閉鎖、輸送ルートの遮断等が関係する債務者の支配を超える原因に該当することは明らかと考えられるところ、そうした債務者の支配を超える事由によって、履行不能となった場合には、債務者は、上記条項に基づき、契約終了や義務の消滅を主張できます。

(2) 事情変更

これに対し、履行が不可能にまでは至らないものの、著しく過重となる場合について、クウェート民法は下記の通り事情変更に関する規定を置いており、契約当事者は、契約締結時に予見不能な事情により、義務履行が困難になる場合には、裁判所に、義務の縮減と義務履行に関する増加費用分の対価の増額を求めることができます。但し、認められるかどうかは裁判所の裁量に服します。履行が不可能ではないため、契約の解除までは定められていません。また、これらに反する合意は無効とされ、強行規定とされています。

・第 198 条

契約締結後、かつその履行が完了する前に、契約締結時に予見することができなかつた一般的かつ例外的な事情が発生し、その結果、契約上の義務の履行が不可能とはならないものの、債務者に過大な損失をもたらすほど著しく過重なものとなった場合には、裁判所は、当事者双方の利益を考慮した上で、過重となった義務を合理的な範囲にまで縮減し、又はその対価を増額することができる。これに反する合意は無効とする。

イラン戦争によるコスト急騰や物流迂回等により、義務の履行が困難になった場合、クウェート民法第198条による救済を求めることができる可能性があります。

4. UAE

上記のとおり、UAEでは、DIFCとADGMは異なる法域となっており、英国法の影響の濃い法制度が採用されています。そのため、UAEの法律を準拠法とする契約には、UAE法（連邦法及び各国首長国法）を準拠法とする契約の他、DIFC法又はADGM法を準拠法とする契約が存在します。

(1) UAE法(民法)

① 不可抗力

UAEの民法(Federal Decree-Law No. 25/2025)(以下「UAE民法」)は、契約の履行が不可抗力事由により不可能となった場合について、下記の通り、契約上の債務の消滅及び解除に関する規定を置いています。

・第236条

1. 双務契約において、不可抗力事由が発生し、これにより契約上の義務の履行が不可能となった場合には、当該義務及びこれに対応する反対給付義務は消滅し、契約は当然に解除される。
2. 義務の履行が一部において不可能となった場合には、いずれの契約当事者も、自己の対応する義務のうち当該部分の消滅を主張することができ、又は裁判所に対して契約の解除を求めることができる。
3. 継続的(又は反復的)契約において、履行不能が一時的なものである場合には、いずれの契約当事者も、自己の対応する義務のうち当該部分の消滅を主張し、契約内容の変更を求め、又は裁判所に対して契約の解除を申し立てることができる。

UAE民法上、「不可抗力事由」は定義されていませんが、今回のイラン戦争に伴う港湾閉鎖、輸送ルートの遮断等は不可抗力事由に該当するであろうところ、そうした事由によって、履行不能となった場合には、債務者は、上記条項に基づき、契約終了や義務の消滅を主張できます。

② 事情変更

これに対し、履行が不可能にまでは至らないものの、著しく過重となる場合について、UAE民法は下記の通り事情変更に関する規定を置いており、契約当事者は、契約締結時に予見不能な事情により、義務履行が困難になる場合には、裁判所に、義務の縮減又は契約解除を求めることができます。また、これらに反する合意は無効とされ、強行規定とされています。

・第224条

契約締結時に予見することができなかつた例外的かつ一般的な事情が発生し、その結果として、契約上の義務の履行が債務者にとって過度に負担となり、重大な損失を被るおそれがある場合には、裁判所は、当事者双方の利益を比較衡量し事情を考慮したうえで、当該過度な義務を合理的な範囲まで軽減するか、又は契約の解除を命ずることができる。これに反する合意は無効とする。

イラン戦争によるコスト急騰や物流迂回等により、義務の履行が困難になった場合、UAE 民法第 224 条による救済を求めることができる可能性があります。

(2) DIFC 法・ADGM 法

UAE 民法に対し、DIFC 及び ADGM では英国コモンローベースの契約法が採用されており、英国法同様、原則として契約条項に依拠して判断されます。

その結果、同一の戦争・紛争事象であっても、準拠法が UAE 法か DIFC 法又は ADGM 法かによって結論が異なり得る点には注意が必要です。

5. バーレーン

(1) 不可抗力

バーレーン民法(Decree-Law No. 19/2001)(以下「バーレーン民法」)は、契約の履行が契約当事者の支配を超える外因により不可能となった場合について、下記の通り、契約上の債務の消滅及び解除に関する規定を置いています。

・第 145 条

- (a) 双務契約において、契約当事者の支配を超える外因により、契約上の義務の履行が不可能となった場合には、当該義務は消滅し、これに対応する相手方の義務も消滅し、契約は当然に終了する。
- (b) 前項の履行不能が一部にとどまる場合には、債権者は、事情に応じて、履行可能な部分について契約の履行を求めるか、又は契約の終了を求めることができる。

今回のイラン戦争に伴う港湾閉鎖、輸送ルートの遮断等が関係する契約当事者の支配を超える外因に該当することは明らかと考えられるところ、そうした債務者の支配を超える事由によって、履行不能となった場合には、債務者は、上記条項に基づき、契約終了や義務の消滅を主張できます。

(2) 事情変更

これに対し、履行が不可能にまでは至らないものの、著しく過重となる場合について、バーレーン民法は下記の通り事情変更に関する規定を置いており、契約当事者は、契約締結時に予見不能な事情により、義務履行が困難になる場合には、裁判所に、義務の縮減又は相手方の義務の増加を求めることができます。但し、認められるかどうかは裁判所の裁量に服します。履行が不可能ではないため、契約の解除までは定められていません。また、これらに反する合意は無効とされ、強行規定とされています。

・第 130 条

契約締結時に予見することができなかつた事情の変更により、契約上の義務の履行が不可能とはならないものの、債務者に過大な損失をもたらすほど著しく過重となった場合には、裁判官は、当事者双方の利益を考慮した上で、過重となった義務を合理的な水準にまで縮減し、又は相手方の義務を増加させることができ

る。これに反する合意は無効とする。

イラン戦争によるコスト急騰や物流迂回等により、義務の履行が困難になった場合、バーレーン民法第130条による救済を求めことができる可能性があります。

6. 結語

以上のとおり、湾岸諸国法においても、今回のような事態において、まず検討すべきは契約上の不可抗力条項となりますが、英米法と比べると、契約上の明文の規定がなくとも、法定の不可抗力又は事情変更に関する条項による免責等があり得る点に特徴があります。特に、通常、契約では合意されない事情変更に伴う義務の縮減や増加費用の相手方負担等については、留意すべき点になると思われ、例えば、戦争の影響で輸送コストが著しく上昇した結果、義務の履行が、不可能ではないものの、経済的に著しく困難となった場合には、この事情変更による救済を求めることが考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com



配信登録はこちらから